

ページ

現 行

改 訂 案

関西防災・減災プラン  
 (総 則 編)  
 (地震・津波災害対策編)



令和 2 年 3 月改訂  
 (平成 29 年 11 月改訂)  
 (平成 24 年 3 月策定)

関西広域連合  
 広域防災局

関西防災・減災プラン  
 (総 則 編)  
 (地震・津波災害対策編)

**【最終案】**

※ **網掛け** は、第 1 回計画策定委員会後の修正箇所です。  
 以下、該当部分のみ抜粋しています。



令和〇年〇月改訂  
(令和 2 年 3 月改訂)  
 (平成 29 年 11 月改訂)  
 (平成 24 年 3 月策定)

関西広域連合  
 広域防災局

ページ	現 行	改 訂 案
	<b>総 則 編</b>	<b>総 則 編</b>
	<b>I プランの趣旨</b>	<b>I プランの趣旨</b>
2	<p>4 計画の見直し</p> <p>本プランは、概ね3年に1度見直しを行う。 ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等、必要があれば適宜プランの見直しを行う。</p> <p>また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画に反映させるなど、定期的に点検を行い計画の効果や実効性の確保を図る。</p>	<p>4 計画の見直し</p> <p>本プランは、概ね3年に1度見直しを行う。 ただし、国において防災対応の大きな変更があった場合等、必要があれば適宜プランの見直しを行う。 <b>なお、大規模な広域防災拠点施設の整備など、構成団体が実施する新たな事業に連携して取り組むとともに、進捗に合わせたプランへの反映を行う。</b></p> <p>また、プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画に反映させるなど、定期的に点検を行い計画の効果や実効性の確保を図る。 <b>【構成団体意見反映】</b></p>
	<b>地震・津波災害対策編</b>	<b>地震・津波災害対策編</b>
	<b>II 災害への備え</b>	<b>II 災害への備え</b>
24	<p>3 防災・減災事業の展開</p> <p>(1) 災害対応体制の整備</p> <p>② 緊急派遣体制の整備</p> <p>ウ 緊急派遣チーム（先遣隊）の受入体制の整備</p> <p>構成団体は、緊急派遣チームの受入がスムーズに進むよう、受入体制を整える。</p>	<p>3 防災・減災事業の展開</p> <p>(1) 災害対応体制の整備</p> <p>② 緊急派遣体制の整備</p> <p>ウ 緊急派遣チーム（先遣隊）の受入体制の整備</p> <p>構成団体は、緊急派遣チームの受入がスムーズに進むよう、受入体制を整える。<b>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</b></p> <p><b>【感染症対策(防災基本計画修正(R3.5))・第1回計画策定委員会意見反映】</b></p>
27	<p>⑤ 避難体制の整備</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>構成府県は、市町村が平常時から避難行動要支援者の支援を担う自主防災組織や民生委員等との間で要支援者名簿を共有するとともに、避難支援プラン（全体計画）及び要支援者一人ひとりのプラン（個別計画）を策定するよう働きかける。あわせて、避難先での生活への配慮が行き届くよう備えの充実を促す。また、社会福祉施設等において避難計画の作成や避難訓練が実施されるよう働きかける。</p>	<p>⑤ 避難体制の整備</p> <p>イ 避難行動要支援者の避難支援 (中略)</p> <p><b>市町村は、避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、関係機関と連携のうえ、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。その際、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</b></p> <p><b>また、構成府県は、個別避難計画の作成を促進するため、市町の取組を支援する。</b> <b>【災害対策基本法改正(R3.5)・第1回計画策定委員会意見反映】</b></p>

関西防災・減災プラン 総則編 地震・津波災害対策編 改訂 新旧対照表 (主なもの)

ページ	現 行	改 訂 案
28	<p><b>エ 指定避難所の整備</b> (中略)</p> <p>また、指定避難所として活用する施設について、学校や指定管理施設等を指定する場合は、指定避難所としての施設の利用方法、運営管理に関する役割分担等について事前に管理者等と具体的な調整を図る。</p> <p>さらに、指定避難所における良好な生活環境を確保するために、施設整備や、避難生活に必要な物資の備蓄、運営管理に係るマニュアル作成・訓練等の実施、専門家等との情報交換等に努める。</p>	<p><b>エ 指定避難所の整備</b> (中略)</p> <p>また、指定避難所として活用する施設について、学校や指定管理施設等を指定する場合は、指定避難所としての施設の利用方法、運営管理に関する役割分担等について事前に管理者等と具体的な調整を図る。</p> <p>さらに、指定避難所における良好な生活環境を確保するために、施設整備や、避難生活に必要な物資の備蓄、運営管理に係るマニュアル作成・訓練等の実施、専門家等との情報交換等に努める。</p> <p>(中略)</p> <p><u>また、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所は、防災担当部局と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。さらに、管内市町村の防災担当部局と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、<b>個人情報に留意しつつ、</b>避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p> <p><u>市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。</u></p> <p><u>市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者<b>(高齢者、障害者等を表記)</b>を特定して公示する。</u></p> <p style="text-align: right;">【防災基本計画修正(R3.5)・事務局修正】</p>

ページ	現 行	改 訂 案												
49	<p>Ⅲ 災害への対応</p> <p>1 初動シナリオ</p> <p>(3) 応援・受援体制の確立</p> <p>③ 受援体制の確立 (被災府県の受援業務)</p> <table border="1" data-bbox="192 388 1498 766"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主な受援業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他府県等応援要員受入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援団体又は広域連合に要請</li> <li>長期応援要員等の宿泊場所を確保</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	主な受援業務	他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援団体又は広域連合に要請</li> <li>長期応援要員等の宿泊場所を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等</li> </ul>		<p>Ⅲ 災害への対応</p> <p>1 初動シナリオ</p> <p>(3) 応援・受援体制の確立</p> <p>③ 受援体制の確立 (被災府県の受援業務)</p> <table border="1" data-bbox="1549 388 2855 766"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主な受援業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他府県等応援要員受入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援団体又は広域連合に要請</li> <li>長期応援要員等の宿泊場所を確保</li> <li>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>【感染症対策（防災基本計画修正（R3.5））</li> <li>・第1回計画策定委員会意見反映】</li> <li>・臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	主な受援業務	他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援団体又は広域連合に要請</li> <li>長期応援要員等の宿泊場所を確保</li> <li>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【感染症対策（防災基本計画修正（R3.5））</li> <li>・第1回計画策定委員会意見反映】</li> <li>・臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等</li> </ul>	
区 分	主な受援業務													
他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援団体又は広域連合に要請</li> <li>長期応援要員等の宿泊場所を確保</li> </ul>													
<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等</li> </ul>														
区 分	主な受援業務													
他府県等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援団体又は広域連合に要請</li> <li>長期応援要員等の宿泊場所を確保</li> <li>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保</li> </ul>													
<ul style="list-style-type: none"> <li>【感染症対策（防災基本計画修正（R3.5））</li> <li>・第1回計画策定委員会意見反映】</li> <li>・臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等</li> </ul>														
50	<p>(被災市町村の受援業務)</p> <table border="1" data-bbox="192 850 1498 1228"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主な受援業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他市町村等応援要員受入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>人的応援について被災府県へ要請</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期応援要員等の宿泊場所を確保</li> <li>孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請</li> <li>臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	主な受援業務	他市町村等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的応援について被災府県へ要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期応援要員等の宿泊場所を確保</li> <li>孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請</li> <li>臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等</li> </ul>		<p>(被災市町村の受援業務)</p> <table border="1" data-bbox="1549 850 2855 1228"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>主な受援業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>他市町村等応援要員受入</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>人的応援について被災府県へ要請</li> <li>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>【感染症対策（防災基本計画修正（R3.5））</li> <li>・第1回計画策定委員会意見反映】</li> <li>・長期応援要員等の宿泊場所を確保</li> <li>孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請</li> <li>臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	主な受援業務	他市町村等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的応援について被災府県へ要請</li> <li>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【感染症対策（防災基本計画修正（R3.5））</li> <li>・第1回計画策定委員会意見反映】</li> <li>・長期応援要員等の宿泊場所を確保</li> <li>孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請</li> <li>臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等</li> </ul>	
区 分	主な受援業務													
他市町村等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的応援について被災府県へ要請</li> </ul>													
<ul style="list-style-type: none"> <li>長期応援要員等の宿泊場所を確保</li> <li>孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請</li> <li>臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等</li> </ul>														
区 分	主な受援業務													
他市町村等応援要員受入	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的応援について被災府県へ要請</li> <li>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保</li> </ul>													
<ul style="list-style-type: none"> <li>【感染症対策（防災基本計画修正（R3.5））</li> <li>・第1回計画策定委員会意見反映】</li> <li>・長期応援要員等の宿泊場所を確保</li> <li>孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要数を要請</li> <li>臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等</li> </ul>														
70	<p>2 応援・受援シナリオ</p> <p>2-4 応援要員の派遣・受入調整</p> <p>(1) 被災構成府県の対応</p> <p>② 応援職員の受け入れ</p> <p>被災構成府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。また、必要に応じて応援要員の宿舎等の確保を行う。</p>	<p>2 応援・受援シナリオ</p> <p>2-4 応援要員の派遣・受入調整</p> <p>(1) 被災構成府県の対応</p> <p>② 応援職員の受け入れ</p> <p>被災構成府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u>また、必要に応じて応援要員の宿舎等の確保を行う。</p> <p>【感染症対策（防災基本計画修正（R3.5））</p> <p>・第1回計画策定委員会意見反映】</p>												

関西防災・減災プラン 総則編 地震・津波災害対策編 改訂 新旧対照表（主なもの）

ページ	現 行	改 訂 案
72	<p><b>2-5 被災者の支援</b></p> <p>被災者の生活状況や支援ニーズは応急対応期から復旧・復興へと向かう過程で大きく変化していくことから、広域連合、構成団体及び連携県は、これに対応したきめ細かい支援を行う。</p>	<p><b>2-5 被災者の支援</b></p> <p><u>広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策を支援する。</u></p> <p><u>構成団体は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</u></p> <p style="text-align: right;">【防災基本計画修正（R3.5）・事務局修正】</p>



ページ	現 行	改 訂 案									
84	(新設)	<p><b>【参考】死者・行方不明者の氏名公表について</b>  <u>～令和3年7月1日の大雨等における課題を踏まえて～</u>  <u>死者・行方不明者の氏名等公表については、公表の権限の所在を明記した法律がなく、統一的な基準は示されていない。</u></p> <p><b>【第2回幹事会意見反映】</b></p> <p><b>(1) これまでの事例</b></p> <p>① <b>令和3年7月1日の大雨</b>  <u>甚大な土石流被害が発生した静岡県熱海市では、住民基本台帳を元に、安否不明者の確認作業を進めたが、台帳には携帯番号等が記載されておらず、作業に難航したことから、土石流発生の日後に氏名公表に踏み切った。</u></p> <p>② <b>平成30年北海道胆振東部地震</b>  <u>道内5市町で計41名の死者が発生した。一番死者数が多かった厚真町では、震災直後から遺族の了承を得たうえで、記者会見時に公表をしたが、札幌市、苫小牧市などの4市町では遺族の同意を得られないなどとして公表しておらず、道内自治体で対応が分かれることとなった。</u></p> <p><b>(2) 全国知事会の対応</b>  <u>令和3年6月、全国知事会は、「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」をとりまとめ、公表の方針別の標準的な対応例を示した。</u>  <u>全国知事会では、都道府県により、氏名公表の対応に差が生じることは好ましくなく、公表の主体、関係機関の協力などを法令に位置付けることを国へ要望しつつづけている一方、災害の状況や被災者の事情等はその都度異なることから、全ての都道府県に画一的な対応を求めることは適当でないとし、統一基準は示していない。</u></p> <p><u>&lt;公表の方針別の標準的な対応例&gt;</u></p> <table border="1" data-bbox="1626 1304 2813 1675"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1626 1304 1792 1465">パターン ①</td> <td data-bbox="1792 1304 2089 1465">個人情報保護を重視し、公表を判断する</td> <td data-bbox="2089 1304 2813 1465">・家族・遺族の同意があること、住民基本台帳の閲覧制限がないことを要件に公表（行方不明者について、救出・救助活動に資する場合は、同意を確認せず公表することもある）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1626 1465 1792 1591">パターン ②</td> <td data-bbox="1792 1465 2089 1591">発生した事実を速やかに公表する</td> <td data-bbox="2089 1465 2813 1591">・家族・遺族の同意や住民基本台帳の閲覧制限の確認等を前提とせず公表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1626 1591 1792 1675">パターン ③</td> <td data-bbox="1792 1591 2089 1675">被災状況から公表を判断する</td> <td data-bbox="2089 1591 2813 1675">・被災状況から、迅速な救出救助などに必要な場合は公表</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【近年の災害教訓の反映】</b></p>	パターン ①	個人情報保護を重視し、公表を判断する	・家族・遺族の同意があること、住民基本台帳の閲覧制限がないことを要件に公表（行方不明者について、救出・救助活動に資する場合は、同意を確認せず公表することもある）	パターン ②	発生した事実を速やかに公表する	・家族・遺族の同意や住民基本台帳の閲覧制限の確認等を前提とせず公表	パターン ③	被災状況から公表を判断する	・被災状況から、迅速な救出救助などに必要な場合は公表
パターン ①	個人情報保護を重視し、公表を判断する	・家族・遺族の同意があること、住民基本台帳の閲覧制限がないことを要件に公表（行方不明者について、救出・救助活動に資する場合は、同意を確認せず公表することもある）									
パターン ②	発生した事実を速やかに公表する	・家族・遺族の同意や住民基本台帳の閲覧制限の確認等を前提とせず公表									
パターン ③	被災状況から公表を判断する	・被災状況から、迅速な救出救助などに必要な場合は公表									

ページ	現 行	改 訂 案
85	<p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">【事務局修正】</p>	<p>(3) 国の対応</p> <p>令和3年9月、内閣府と消防庁は連名で、「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」（通知）を発出して、氏名等公表を行う際の留意事項を示した。</p> <p>&lt;留意事項の概要&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に氏名等公表が資する可能性があることや、発災当初の72時間が極めて重要な時間であることをふまえ、氏名等公表の可否や判断基準、氏名等公表及びその結果寄せられた安否情報の確認・共有に係る一連の手続き等について、市町村や関係機関と連携の上、平時から検討しておくこと。</li> <li>2. 氏名等公表については、人的被害の数について一元的に集約、調整を行う都道府県が行うことが基本となるが、市町村が行うことが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、都道府県と当該市町村の事前調整に基づき、市町村が行うことも考えられること。</li> <li>3. 氏名等公表については、各地方公共団体がそれぞれの個人情報保護条例に照らしてその可否を判断することとなるが、その際、安否情報の収集等を行い、救助活動を効率化することが重要な場合においては、人の生命又は身体の保護のため緊急の必要があるときの個人情報の提供と考えられることから、個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討されたいこと。</li> <li>4. 氏名等公表の対象者について、所在情報を秘匿する必要がある者（配偶者からの暴力やストーカー行為の被害者等）が不利益を被らないよう、都道府県関係部局及び域内市町村と平時から公表時の取扱いについて十分な調整を図るとともに、公表に当たってはあらかじめ関係市町村に確認すること。</li> <li>5. 上記4の確認を含め、氏名公表等の可否の判断に時間を要する対象者がいる場合には、それ以外の公表可能な対象者から段階的に公表することも考えられること。</li> </ol> <p>なお、全国知事会は、上記通知文はガイドラインの趣旨に沿った内容となっていることから「高く評価」し、災害時における安否不明者の氏名等公表に向けた取組を、国と一体となって進める旨の声明を発表している。</p> <p>(4) 検討の必要性</p> <p>行方不明者の氏名等公表については、被災者の救出・救助活動の効率化・円滑化が期待できることや、不確実情報の拡散を軽減し、家族等の混乱を防ぐことができる一方、個人情報保護や遺族・家族等の心情への配慮などの観点から慎重な対応が求められる。</p> <p>構成府県は、全国知事会がまとめたガイドラインや国の通知を踏まえ、氏名公表の対応について、事前に対応を検討する必要がある。</p>